

企画政策課からお知らせ 民泊営業には届出が必要

民泊営業を行うためには、住宅宿泊事業法(民泊新法)に基づく県への届出が必要で、民泊によるトラブル防止や宿泊者の安全確保などのルールが新しく設けられ、県による指導も行われます。届出住宅は県のホームページに掲載され、相談や苦情を受け付ける電話窓口(全国共通)も設置されます。

電話窓口 民泊制度コールセンター
〔毎日午前9時～午後10時〕 ☎0570(041)3891
民泊の主なルール

- ・年間営業日数の上限(180日)
- ・玄関などへの標識の掲示
- ・宿泊者名簿の備え付け・本人確認
- ・周辺住民からの苦情などへの対応
- ・衛生基準、安全措置(非常用照明など)
- ・騒音、ごみ、火災防止のための宿泊者への説明
- ・家主が不在となる場合の管理者への委託
- ・消防法令への適合
- ・分譲マンションの場合は管理規約で事業の可否を確認

※詳しくは民泊制度ポータルサイト(ORR)をご覧ください。

問 県観光交流局
☎(528)3741



ポータルサイト

農政課からお知らせ 市民農園荒見ファーム会員募集中



問 高田 ☎(583)8897
臣 荒見 ☎(582)5230

※3年目以降の会費は9,000円/年となります。

募集区画数 2区間/全44区画
内 36㎡の畑。苗・種・肥料・農具はすべて会費で賄います。毎月第2日曜日の例会で栽培指導が受けられます。

有機・無農薬野菜と一緒に作ってみませんか。
所 荒見町地先

クルちゃんのつぶやき③⑤

雑誌・雑がみ類は大切な資源物なんだ。回収日に資源回収ボックスへ入れてね。



今年度から「雑誌類」を「雑誌・雑がみ類」に名称変更しました。資源物の分別を分かりやすくするためです。

【雑誌・雑がみ類】

雑誌類、古封筒、包装紙、紙袋、シュレッダーくず、お菓子の箱、ティッシュの箱など



【雑誌・雑がみ類の対象外の品目】

汚れのついた紙(紙おむつ、ピザの箱など)、防水加工紙(紙コップ、ヨーグルト容器など)、レシート等の感熱紙、カーボン紙、写真など



ゴミだしメモ：対象外の品目は、焼却ごみです。

問 ごみ減量推進課 ☎(582)1121 ☎(583)3911

雨水貯留設備の設置費用を助成

雨水の有効利用・促進のため、雨水貯留設備(雨水タンク)を住宅に設置する費用の一部を助成します。
対象設備 4月1日以降に設置した雨水貯留設備(雨水タンク)

補助金上限額 2万円

申 6月1日(金)～平成31年2月末日に申し込み。

※6月1日(金)以降、受付順に審査し予算の範囲内で採択します。

他 ①住宅が新築か既存かは問いません。

②市内に本社または本店がある業者で購入・施工が必要です。

詳しくは募集要項をご覧ください。募集要項は下記に設置または市ホームページからダウンロード。

問 環境政策課 ☎(582)1154 ☎(583)3911

